

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店で</u>取扱います。定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 3. ～4. (省略) 5. (スウィングサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、<u>1</u> 千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、<u>1</u> 千円以上千円単位で指定できます。 ③<u>普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間</u>の振替金額は、<u>1 0</u> 万円以上9 0 万円以下の千円単位で指定できます。 ④<u>普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間</u>の口座維持残高は、1 0 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>1 0</u> 万円以上9 0 万円以下の1 0 万円単位で指定できます。 (省略) 6. ～2 3. (省略) 以 上 <u>(令和4年4月1日現在)</u>	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1. (省略) 2. (取扱店の範囲) (1) 普通貯金は、当店のほか当会のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また、当会が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、普通貯金への預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当会所定の金額の範囲内とします。 (2) 定期貯金および定期積金の預入れは当会所定の金額以上とし、この預入れ、解約は<u>当店のみで</u>取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当会のどこの店舗でも取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当会の他の本・支店（所）および当会が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。 3. ～4. (省略) 5. (スウィングサービス) (省略) (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 ①普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、<u>(追加)</u> 1 千円以上千円単位で指定できます。 ②普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、<u>(追加)</u> 1 千円以上千円単位で指定できます。 ③<u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間</u>の振替金額は、<u>(追加)</u> 1 0 万円以上9 0 万円以下の千円単位で指定できます。 ④<u>普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間</u>の口座維持残高は、1 0 万円以上千円単位とし、その超過額については、<u>(追加)</u> 1 0 万円以上9 0 万円以下の1 0 万円単位で指定できます。 (省略) 6. ～2 3. (省略) 以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>